

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2018年7月11日

東京都作業部会確認年月日 2018年7月25日

事業名 来場者、関係者に対するスクリーニング機器（都内）

案件名 スクリーニング機器（大型 X 線検査機、X 線検査機、門型金属探知機、携帯型金属探知機）

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング資機材については大枠合意に基づいて、東京都負担となる。 ・発注総額は V2 予算枠内である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ・各ベニューにおけるセキュリティレベルを統一化し、また日本国内では過去に例のない大量の調達となるため、資機材の選定および調達を組織委員会で実施することが効率的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時には厳格なセキュリティチェックが求められており、過去大会のスクリーニングレベルから判断して、スクリーニング資機材の調達は必要不可欠である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル警備計画策定およびスクリーニング実証実験を行い、時間的およびスペース的に最も効率のよいスクリーニング資機材の組み合わせを検証し、台数の精緻化を図っている。 	会場毎の精査のため、都内会場毎の配置数の合計となる。
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング資機材の選定にあたっては、一般競争入札（総合評価方式）にて適正に判断する。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠合意に基づいて警備資機材の発注であり、公費負担が適切である。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2018年7月11日

東京都作業部会確認年月日 2018年7月25日

事業名 来場者、関係者に対するスクリーニング機器（都外）

案件名 スクリーニング機器（大型 X 線検査機、X 線検査機、門型金属探知機、携帯型金属探知機）

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング資機材については大枠合意に基づいて、東京都負担となる。 ・発注総額は V2 予算枠内である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ・各ベニューにおけるセキュリティレベルを統一化し、また日本国内では過去に例のない大量の調達となるため、資機材の選定および調達を組織委員会で実施することが効率的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時には厳格なセキュリティチェックが求められており、過去大会のスクリーニングレベルから判断して、スクリーニング資機材の調達は必要不可欠である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル警備計画策定およびスクリーニング実証実験を行い、時間的およびスペース的に最も効率のよいスクリーニング資機材の組み合わせを検証し、台数の精緻化を図っている。 	会場毎の精査のため、都外会場毎の配置数の合計となる。
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング資機材の選定にあたっては、一般競争入札（総合評価方式）にて適正に判断する。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠合意に基づいて警備資機材の発注であり、公費負担が適切である。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。